令和6年度

65歳以上の方の介護保険料を改定しました

基準額が
月額6,650円
になります

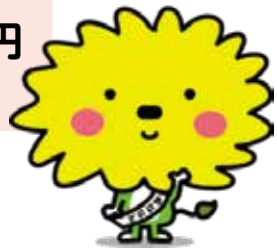

介護保険制度では3年ごとに計画を策定し、給付費の推計および保険料の見直しを行います。
今期(令和6年度から令和8年度)の介護保険料基準月額は、前期の6,550円から、100円増の6,650円になりました。
また、所得段階が10段階から15段階に変更されました。
国が示す負担能力に応じた保険料を反映しつつ、第1段階から第3段階までの保険料率の引き下げを継続することで、低所得者の負担軽減を図ります。
介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合い、誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするための大事な制度です。ご理解とご協力をお願いします。
令和6年度から令和8年度までの介護保険料は下表のようになります。

保険料段階	対象者	年額保険料(単位:円)	(参考)月額保険料(単位:円)
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ●市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,800 【基準額×0.285】	1,900
第2段階	●市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	38,800 【基準額×0.485】	3,233
第3段階	●市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	54,700 【基準額×0.685】	4,558
第4段階	●市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	71,800 【基準額×0.90】	5,983
第5段階	●市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	79,800 【基準額】	6,650
第6段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が120万円未満の方	95,700 【基準額×1.20】	7,975
第7段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	103,700 【基準額×1.30】	8,641
第8段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	119,700 【基準額×1.50】	9,975
第9段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	135,600 【基準額×1.70】	11,300
第10段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	151,600 【基準額×1.90】	12,633
第11段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	167,500 【基準額×2.10】	13,958
第12段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	183,500 【基準額×2.30】	15,291
第13段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	191,500 【基準額×2.40】	15,958
第14段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	199,500 【基準額×2.50】	16,625
第15段階	●市民税課税の方で、合計所得金額が920万円以上の方	207,400 【基準額×2.60】	17,283

問い合わせ　介護保険課　☎22−1793

阿南市総合計画審議会等の委員を募集します

阿南市総合計画2021▶2028の中間見直しおよび次期阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、広く市民の意見等を取り入れるため、委員を募集します。

任　　期　委嘱の日から1年間

対　　象　市内在住または通勤・通学する18歳以上で、本市の将来のまちづくりに関心のある方で、国・地方公共団体の議員および常勤公務員でない方

役　　割　総合計画の中間見直し等に関する審議など（平日に会議を3回程度開催予定）

募集人員　2人程度

応募方法　「今後のまちづくりに必要な視点について」をテーマに800字程度にまとめ、応募用紙に住所、氏名、年齢、電話番号、職業および勤務先名（会社名）を記入の上、郵送、電子メールまたは企画政策課窓口に提出してください。応募用紙は、企画政策課窓口および各住民センター・公民館に設置しているほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。電子メールで提出する場合は、件名を「阿南市総合計画審議会委員応募」としてください。なお、募集の際にご提出いただいた書類はお返しできません。また、応募に係る費用は本人負担とさせていただきますのでご了承ください。

応募期間　6月1日㈯～21日㈮（消印有効）
※土、日曜日の窓口受付はしていません。

選考方法　「阿南市総合計画審議会の公募による委員選考実施要領」に基づき、応募書類により審査します。選考結果は、7月上旬に郵送でお知らせします。

申し込み・問い合わせ
企画政策課　〒774-8501 富岡町トノ町12番地3　☎22-3429　e-mail:kikaku@anan.i-tokushima.jp

市の花「ひまわり」を咲かせましょう

ひまわりの種を無料で配布します

能登半島地震により被災された方々の安全と一日も早い復興への願いを込めて、阿南市の花である「ひまわり」を市内各所で咲かせましょう。

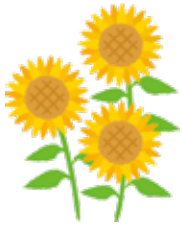

配布場所　市役所1階　案内、各支所、住民センター、公民館

問い合わせ　企画政策課　☎22-3429

戦没者追悼式を挙行します

阿南市は、戦没者の方々に対し、市民とともに心から哀悼の誠を捧げます。

日時　6月29日㈯　10:00～
場所　夢ホール（文化会館）

問い合わせ　市民生活課　☎22-1116

おくりもの

阿南市へ

●「顕栄」書額　1点
阿南市出身の書家　角元正燦様から
市の文化芸術の振興のため

●絵本「あいいろねずみのジャン・ケン・ポン」50部
株式会社平惣　八百原　勝様
株式会社あわわ　白井宏治様
児童文学作家　くすのきしげのり様
貼り絵絵本作家　江口ノリコ様　から
市民に徳島の魅力を感じてもらうため

●金223,530円
サッポロビール株式会社　西日本本部様から
「まちづくり」に関する協定に基づく協力金として

●金一封
阿波銀リース株式会社
代表取締役社長　三好敏之様から
環境関連・脱炭素化等施策への寄付金として

以上、ご寄贈いただきありがとうございました。

阿南市結婚新生活支援事業補助金について

若い世代の結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため 住宅費や引越費用の一部を補助します

対象世帯　次の要件をすべて満たす必要あり

⑴令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦または令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱第5条の規定により届出の事実を証明する届出受理証明書を交付されたカップルであること

⑵婚姻日等において、夫婦等のいずれもの年齢が**39歳以下**であること

⑶夫婦等の所得を合算した金額が**500万円未満**であること

※貸与型奨学金を本人名義で返済している場合、年間返済額を所得から控除

⑷対象となる住宅が市内にあり、夫婦等の双方または一方が当該住宅の住所に住民登録をしていること

⑸夫婦等のいずれもが生活保護法の規定による保護または当該補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと

⑹夫婦等のいずれもが市税を滞納していないこと

⑺夫婦等のいずれもが暴力団員でないこと

⑻夫婦等のいずれもが過去にこの補助金または他の地方公共団体における同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがないこと

対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、婚姻等を機に支払った次の費用

①住宅取得費（土地代、住宅ローンに係る手数料・利息等は対象外）

②住宅賃借費（駐車場代、更新手数料、火災保険料等は対象外）

③住宅リフォーム費（車庫や外構に係る工事、家電購入・設置費用等は対象外）

④引越費用（不用品の処分費、レンタカー代等は対象外）

補助上限額

・夫婦等ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯　60万円

・夫婦等ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯（上記を除く）　30万円

申請書類

市ホームページからダウンロードしていただくか、
ふるさと未来課窓口でお渡しします。

受付期間

6月3日㈪～令和7年3月31日㈪

※予算がなくなり次第、受付終了となります。

★詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、申請される場合は、事前にご相談ください。

問い合わせ　ふるさと未来課　☎22-7404

第1回「緊急地震速報」情報伝達訓練の実施

日時　6月20日㈭　10:00頃

全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した、緊急地震速報の情報伝達訓練を次のとおり実施します。
本市では、防災行政無線とケーブルテレビ自主放送チャンネルでの放送、市公式LINEおよび登録制メールによる配信を行います。
家庭や職場において、できる限り落ち着いて身を守る行動をとっていただき、地震が起こった時の行動を考えていただくきっかけとしてください。

※気象の状況等によって中止することがあります。

問い合わせ　危機管理課　☎22-9191

年金相談Q&A

Q 国民年金に若いときから加入して60歳になりますが、65歳前でも年金を受けることができますか。

A 国民年金の老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、本人が希望すれば60歳からでも受けることができます。
この場合、受ける年金額は、65歳から受け始める場合の年金額に比べ減額され、減額率は、0.4%×（繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数）となります。ただし、昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、1カ月あたり0.5%となります。
なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

問い合わせ　保険年金課　☎22-1118

防災士の資格を取得しませんか!

徳島県地域防災推進員養成研修（短期講座）の受講者を募集します。本研修の修了者は「防災士資格取得試験」の受験資格が得られます。

開催日　10月1日㈫、2日㈬の2日間
場　所　あわぎんホール（徳島県郷土文化会館）
定　員　140人程度
費　用　受講料は無料
※テキスト代、防災士資格取得試験受験料、防災士登録料が別途必要
受付期間　6月3日㈪～7月19日㈮（必着）
申込方法
受講申込書に必要事項を記入の上、危機管理課まで提出してください。受講申込書は市ホームページからダウンロードするか、危機管理課および各公民館に備え付けています。

注意事項
・防災士資格の取得には救急救命講習の終了証を取得していることが必須となります。
・受講者が定員を超える場合は、主催者の調整によりご参加いただけない場合があります。

問い合わせ　危機管理課　☎22-9191

令和6年度所得証明書等の発行予定日

所得証明書　6月3日㈪～
所得課税（非課税）証明書　6月7日㈮～
※証明書の請求時に窓口に来られた方の本人確認を実施しています。本人確認ができる公的証明書（マイナンバーカード、免許証等）をご持参ください。
※代理の方（住民票が同一の親族以外の方）が請求される場合は、委任状が必要です。また、阿南市から他市区町村へ転出されている方の証明書の請求については、住民票が同一の親族の方であっても委任状が必要です。

問い合わせ　税務課庶務係　☎22-1114

6月1日から7日は「水道週間」です!

今年の水道週間のスローガン
「たいせつに　みずはみんなの　たからもの」

水は、私たち人間はもちろん、あらゆる生き物にとって生きるために欠かすことができません。水は、限りある貴重な資源です。水についての理解を深め、暮らしに有効に役立てるとともに、水を大切にしましょう。

水道の届出とご相談について次のような場合には、すぐに届け出てください。

- ▶新しく水道を使用されるとき
- ▶引っ越しをされるとき
- ▶長い間、水道を使用されないとき
- ▶その他変更があるとき

届出はお早めに

水道課からのお願い

家の新築などによる給水管の新設、家の建て替えや取り壊し工事などでメーターや給水管を移設または撤去する場合は、阿南市指定給水装置工事事業者を通じて申請が必要です。申請をせずに工事を施工すると、無届工事となり給水停止などの対象となりますのでご注意ください。

また、給水管と井戸水などの管の接続(クロスコネクション)は、水道水の安全性を確保するなどの観点から、法律で固く禁止されています。

クロスコネクションになっている場合、給水管と水道以外の管の切り離し工事を阿南市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

なお、メーターや給水管の移設、撤去、切り離しなどに要する費用は自己負担となります。

水道料金の納付は口座振替が便利です。手続きは、市内の金融機関でお願いします。

問い合わせ　阿南市水道料金お客様センター(水道課内)　☎22−0587

住宅リフォーム補助のお知らせ
あなんぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行うリフォーム等の一部(上限15万円)を補助します。
移住者には上限15万円、空家利用には上限35万円の加算があります。

申請開始日・受付方法

6月17日㈪から10戸の抽選受付をします。抽選受付は、7月31日㈬までとし、発表は8月中旬に市ホームページ、本人宛通知にてお知らせする予定としています。
※詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
※2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。

問い合わせ　住宅課　☎22−3431

農業者年金に加入しませんか

メリット
- 積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援で保険料に国庫補助

加入条件　次の①～③のすべてに該当する方
①国民年金第1号被保険者
②年間60日以上農業に従事している方
③20歳以上60歳未満の方
※一定要件を満たす方は65歳まで

農業者年金の現況届
提出期間　6月3日(月)～28日(金)

問い合わせ　農業委員会事務局
☎22-3790または最寄りの農協

令和6年度 市単独土地改良事業 補助の受付について

次のとおり、令和6年度市単独土地改良事業計画書の受付を行っていますので、事業を予定されている方は、提出してください。

受付期間　5月上旬～7月31日(水)
受付場所　農地整備課
提出書類　令和6年度市単独土地改良事業計画書
(5月上旬、取りまとめをお願いする農業班長・実行組長宛てに送付していますので、お尋ねください。個人申請も可能です)
※市ホームページにも様式を掲載しています。
※事業計画書の提出が期限内になかった場合は、事業の対象となりませんので十分ご注意ください。

問い合わせ　農地整備課　☎22-1599

令和7年二十歳の集い 実行委員募集

式典の内容や当日の司会は、実行委員の方と協力して企画しています。一生に一度の式典を自分たちで企画してみませんか。

活動期間　8月～令和7年1月末
募集人数　10人程度
対　　象　平成16年4月2日～平成17年4月1日(2004年4月2日～2005年4月1日)生まれの方
活動内容　式典当日の運営、記念品の選定、パンフレットの作成など
活動頻度　月1～2回程度
申込締切日　7月26日(金)

申し込み・問い合わせ　生涯学習課　☎22-3391

夏祭り、お盆に浴衣を!

浴衣着付け 短期講座受講生募集

日　　時　6月12日(水)、26日(水)、7月10日(水)、24日(水)　19:00～21:00
場　　所　那賀川社会福祉会館1階 憩いの間(那賀川町苅屋357番地1)
対　　象　市内にお住まいの方または市内で働いている方(学生は除く)
講　　師　杉野寿子さん
持 参 物　浴衣、帯、腰紐ほか(詳しくは受付時に説明します)
定　　員　10人(先着順)
参 加 費　無料
申込締切日　6月7日(金)
受付時間　火～金曜日 14:00～20:00

申し込み・問い合わせ
那賀川社会福祉会館　☎42-3319

「阿南市立小・中学校再編実施計画（修正素案）」に関する パブリックコメント（意見募集）の実施について

阿南市教育委員会では、令和6年1月に「阿南市立小・中学校再編実施計画（素案）」を公表しました。この実施計画（素案）を公表後、市内15地区（伊島地区を含む）において地域住民説明会を開催し修正を行いました。この実施計画（修正素案）に関してさらに市民の方々から広く意見を聴き、より良いものとすることを目的としてパブリックコメントを実施します。

●実施期間

6月3日㈪から7月2日㈫まで

●公表資料

「阿南市立小・中学校再編実施計画（修正素案）」

●公表場所

教育総務課、各公民館、各住民センター、那賀川支所、羽ノ浦支所、各図書館、科学センターおよび市ホームページで「阿南市立小・中学校再編実施計画（修正素案）」を閲覧できます。

●意見等を提出できる人

市内在住の方、市内に勤務または在学している方、市内に事務所または事業所を有する方

●提出方法

意見提出用紙の様式は自由ですが、氏名および住所を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。意見提出用紙を公表場所に用意していますのでご利用ください。

（1）直接提出　教育総務課窓口（市役所5階）
受付は期間中の土、日曜日を除く8:30～17:15

（2）郵　　送　〒774-8501　富岡町トノ町12番地3
教育総務課あて（7月2日㈫消印有効）

（3）電子メール　教育総務課　kyousou@anan.i-tokushima.jp

（4）電子申請サービス　市ホームページ
https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2022122100015/
から利用できます。

●意見の公表

提出された意見等は、氏名、住所等の個人情報を除き、その内容を整理して原則公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ　教育総務課　学校再編推進室　☎22-3299
市ホームページ（学校再編のページ）
https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2021121300037/

第35回那賀川流域センチュリーラン参加者募集

秋の那賀川流域を駆ける自転車イベント
「那賀川流域センチュリーラン」の参加者を募集します。

Nakagawa Riverside
Century Run

開催日　10月6日㈰　8:30～スタート予定　※小雨決行

種　目　**●Aコース（130km程度）**
那賀川河川敷第3緑地→那賀川北岸→
道の駅鷲の里→阿南鷲敷日和佐線→
あくあ川口ベース→長安口ダムより上流域（折り返し地点調整中）

●Bコース（70km程度）
那賀川河川敷第3緑地→那賀川北岸→道の駅鷲の里→阿南鷲敷日和佐線→
あくあ川口ベース→鎌瀬橋（折り返し）

参加資格　各コースを7時間以内で完走できる能力を有する方

定　員　500人

参加料　Aコース　7,000円（中学・高校生5,000円）
Bコース　6,000円（中学・高校生4,000円）

申込方法　Webサイト「スポーツエントリー」にて申し込みを受け付けます。
右の2次元コードを読み取るか、下記URLに移動の上、画面の表示にしたがって申し込んでください（メンバー登録が必要です）。
https://www.sportsentry.ne.jp/event/t/96109
※FAXによる申し込みも受け付けます。詳細は下記までお問い合わせください。

申込期間　6月10日㈪～8月12日（振休）

問い合わせ　那賀川流域センチュリーラン実行委員会事務局（スポーツ振興課内）
☎22-3394・FAX22-4785　e-mail:taiiku@anan.i-tokushima.jp

「第50回親と子の水泳教室」参加者募集

対　象　泳ぐことができない、または10m程度の泳力がある小学生とその親

日　時　▶7月26日㈮、27日㈯、28日㈰、8月2日㈮、3日㈯
各日10:00～11:00
▶8月4日㈰　10:00～12:00ごろ（修了証書授与の時間含む）

場　所　しんきんサンアリーナ（スポーツ総合センター）　温水プール

参加費　利用料が毎回必要です。（大人500円、子ども300円）

定　員　50人（先着順）

受付期間　6月3日㈪～7月12日㈮の平日9:00～17:00

問い合わせ　スポーツ振興課　☎22-3394

うみてらす北の脇イベント情報

●ハワイアンダンス教室♪

日　時　6月1日㈯、7月6日㈯　10:00～11:00
場　所　うみてらす北の脇2階　海の見える研修室
参加費　1人600円
※室内シューズ持参、運動できる服装で集合してください。

●おとな英会話教室

日　時　6月8日㈯　10:00～11:00
7月13日㈯、27日㈯　14:00～15:00
場　所　うみてらす北の脇2階　海の見える研修室
持参物　筆記用具　**参加費**　1人500円

●親子英会話教室

日　時　6月13日㈭　10:00～10:45
7月13日㈯、27日㈯　13:00～13:45
場　所　うみてらす北の脇2階　海の見える研修室
対　象　0～3歳のお子さまと保護者
参加費　1組500円

●海と風を感じるリラックスヨガ

日　時　6月15日㈯、7月27日㈯　10:00～11:00
場　所　うみてらす北の脇2階　海の見える研修室
定　員　10人(先着順)　**参加費**　1人1,000円
持参物　ヨガマット(バスタオルでも可能)

●SUP・カヤック体験教室

はじめてでも、安心してください。指導員がついて、基本からご案内します。

日　程　6月～10月　火～日曜日
※7月、8月は休館なく営業します。
休館日　毎週月曜日(月曜が祝日の場合は営業し、翌火曜日が休館になります)
時　間　午前の部10:00～11:30
午後の部13:00～14:30
対　象　小学5年生以上
※小学4年生以下のお子さまは保護者と一緒に乗っていただきます。
参加費　SUP 3,500円、カヤック(1人乗)2,200円、カヤック(2人乗)3,500円
※予約制。電話でご予約ください。
※当日、悪天候(強風や波浪)により、中止する場合があります。

●浜辺の貝殻で、キーホルダーを作ろう

日　程　6月、7月　火～日曜日
時　間　9:00～17:00
対　象　5歳以上　**参加費**　300円～
※予約制。電話でご予約ください。

●バーベキューを楽しもう!

期　間　火～日曜日(10月末まで)
利用料　1グループ500円～
※バーベキューセットのレンタル(有料)あります。
詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ　うみてらす北の脇　☎28-9933

しんきんサンアリーナ(スポーツ総合センター)お知らせ

●1日体験　こども水慣れ教室

日　　時　1回目　6月9日㈰　9:00～9:40(40分)
2回目　6月16日㈰　9:00～9:40(40分)
対　　象　就学前年長～小学生(初心者)
定　　員　15人程度(先着順)　※2回連続参加も可能
参 加 料　1,100円
申込方法　体育館受付にて申込用紙を記入してください。

●こどもスポーツ教室～鉄棒を得意になろう!～

前回りや逆上がりの練習を行います。

日　　時　6月30日㈰　10:30～11:20(50分)
対　　象　小学生
定　　員　14人程度(先着順)
参 加 料　1,100円
申込方法　6月8日㈯　11:00～体育館受付にて申込用紙を記入してください。

●大人水泳・スタジオ講座生募集

しんきんサンアリーナの講座に参加して楽しく健康になろう!
7月～9月講座のレッスン生を募集します。
募集期間　6月18日㈫　10:00～(先着順)

問い合わせ　しんきんサンアリーナ(スポーツ総合センター)
体育館受付　☎22-2300　プール受付　☎22-8733

ささゆり通信第103号

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、私たち一人ひとりの意識の変化と取組が必要です。

令和5年6月に世界経済フォーラムより発表された、各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ(男女格差)指数2023」によると日本の順位は、146カ国中125位でした。
ジェンダーギャップ指数とは、「経済・教育・保健・政治」の4つの分野における各国のデータから作成され、男女格差を指数化したものです。
0が完全不平等、1が完全平等を表しています。
この結果から、日本では、「経済分野」および「政治分野」における女性の参画が引き続き課題であると考えられます。
性別役割意識にとらわれずに、すべての人が様々な場面で活躍できる社会づくりのためこの機会に自分自身の意識や言動をふりかえってみましょう。

分　野	2023指数	2023順位	前年指数	前年順位
経　済	0.561	123位	0.564	121位
政　治	0.057	138位	0.061	139位
教　育	0.997	47位	1.000	1位
健　康	0.973	59位	0.973	63位

問い合わせ　人権・男女共同参画課　☎22−3094

人権教育・啓発

●男女共同参画に関するパネル展示
男女共同参画に関する展示を行いますので、ぜひご覧ください。
日　時　6月3日㈪～28日㈮
場　所　市役所2階　市民交流ロビー

●第2回阿南市人権教育・啓発市民講座
日　時　6月25日㈫　14:00～15:30
場　所　文化会館2階　研修室
演　題　「ネット・SNSによる人権侵害、あなたは大丈夫？」
～加害者にも被害者にもならないために～
講　師　徳島県人権教育指導員・
徳島県人権問題講師団講師・
(公財)e-とくしま推進財団理事・
徳島文理高等学校非常勤講師　湯浅眞典さん
※入場無料、申込不要　※手話通訳あり
※悪天候等により、急遽中止となることがあります。中止となった場合は市ホームページでお知らせします。

●6月1日は「人権擁護委員の日」
地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が委嘱され、本市では現在16人が活動しています。秘密は固く守られますので、ご相談ください。
人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が住民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。
◆特設人権相談所
日　時　6月1日㈯　10:00～12:00
場　所　富岡公民館

問い合わせ　人権・男女共同参画課　☎22−3094